

伊東市教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額

1 利用者負担額（1ヶ月あたり）

平成30年4月1日以降

園児の属する世帯の階層区分		伊東市の定める利用者負担額		多子 加付
区分	定義	3・4歳児クラス	5歳児クラス	
A	生活保護法による被保護者世帯等	0円	0円	年齢制限なし
B	市民税が非課税の世帯 所得割課税額が非課税の世帯	2,000円 (0円)		
C1	市民税の所得割課税額が 48,600円以下の世帯	6,000円 (3,000円)		
C2	// 77,100円以下の世帯	10,000円 (5,000円)		
D1	// 121,000円以下の世帯	14,000円 (7,000円)	0円	年齢制限あり (中3以下)
D2	// 211,200円以下の世帯	16,000円 (8,000円)		
E1	// 301,000円以下の世帯	18,000円 (9,000円)		
E2	// 301,001円以上の世帯	20,000円 (10,000円)		

- ① 前期（4月～8月）の利用者負担額は前年度の市民税額、後期（9月～翌年3月）の利用者負担額は当年度の市民税額により算定します。市民税額については、配当控除、外国税控除、住宅取得控除、寄附金控除（ワンストップ特例含む）は適用されません。
- ② この利用者負担額のほか、施設整備・維持費、特定職員配置費などの上乗せ徴収や日用品、行事参加費などの実費徴収が必要となる場合があります。
- ③ 利用者負担額は、世帯（単身赴任等の別居含む）の市民税額の合計により算定します。ただし、父母の市民税額が非課税の場合、同居する祖父母等の家計の主宰者（主たる生計維持者）の市民税額により算定します。
- ④ 再婚などで家庭状況に変化があった場合、住民税課税額に変更があった場合など、利用者負担額に変更が生じる場合がありますので、必ずご連絡ください。
- ⑤ E1、E2区分は園独自の軽減措置があります。負担額については、各園にお問い合わせください

2 利用者負担額の軽減について

- ① 多子世帯
 - ・〔B階層〕年齢に関係なく、保護者と同一生計の子ども全員で計算し、2人目以降の利用者負担額は無料です。
 - ・〔C1・C2階層〕年齢に関係なく、保護者と同一生計の子ども全員で計算し、2人目の利用者負担額は1/2（（ ）内の額）、3人目以降の利用者負担額は無料です。
 - ・〔D1～E2階層〕中学校3年生以下の子どもで計算し、2人目の利用者負担額は1/2（（ ）内の額）、3人目以降の利用者負担額は無料です。
- ② ひとり親世帯・障害児（者）がいる世帯
 - ・〔B階層〕利用者負担額は無料です。
 - ・〔C1階層〕1人目の利用者負担額は2,500円、2人目以降の利用者負担額は無料です。
 - ・〔C2階層〕1人目の利用者負担額は3,000円、2人目以降の利用者負担額は無料です。

※利用者負担額についてのお問合せは、伊東市教育委員会幼児教育課（0557-32-1952）までお願いします。